

## 産科医療補償制度 再発防止ワーキンググループにおける 「脳性麻痺発症および再発防止に関する研究」について

～生後5分以降に新生児蘇生を要する新生児急変を認め重度脳性麻痺に至った事例の検討～

### 1) はじめに

○産科医療補償制度の再発防止委員会においては、再発防止および産科医療の質の向上を図るために「再発防止に関する報告書」を毎年公表している。

○さらに、分娩機関等から提出された診療録や胎児心拍数陣痛図等を活用し脳性麻痺発症の危険因子を明らかにするなど、より精度の高い疫学的・統計学的な分析を行って再発防止に関する提言につなげることは再発防止および産科医療の質の向上を図るうえで重要であることから、再発防止委員会のもとに、日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会等から推薦された産科医、および学識経験者等の専門家から構成される「再発防止ワーキンググループ」を2014年5月に設置し、これまで分析を行ってきた。

○このたび、本制度の補償対象となった脳性麻痺事例において、出生時に異常徴候がないと判断されたにもかかわらず生後早期に予期せぬ新生児急変を認め、重度脳性麻痺に至った事例の研究に関する論文が、2019年8月にActa Paediatrica誌、9月にオープンアクセスジャーナル「Wiley」に掲載された。

#### 【論文タイトル】

Unsupervised breastfeeding was related to sudden unexpected postnatal collapse during early skin-to-skin contact in cerebral palsy cases

#### 【掲載先 URL】

<https://doi.org/10.1111/apa.14961>

○上記論文の概要は以下2) のとおりである。

## 2) 「生後5分以降に新生児蘇生を要する新生児急変を認め重度脳性麻痺に至った事例の検討」について

### (1) 本研究の目的

産科医療補償制度の補償対象となった脳性麻痺事例において、生後5分までに新生児蘇生が不要で出生時には異常徴候がないと判断されたものの、早期母子接触中や母子同室中、新生児室管理（母子別室）中に新生児蘇生を要する新生児急変を認め重度脳性麻痺を発症した事例が報告されている。

早期母子接触は、出生した児の体温、呼吸、循環を安定させるとともに、母子愛着形成や母乳育児を促進させることが証明されており、近年多くの分娩施設で取り入れられている。一方で、早期母子接触が行われる生後早期は、胎内環境から胎外環境へと順応する非常に不安定な時期である。出生時に異常徴候がなく、低リスクと判断された新生児であっても、重度脳性麻痺の原因となりうる予期せぬ新生児急変が出現する可能性がある。

本研究では、出生時に異常徴候がないと判断されたにもかかわらず生後早期に予期せぬ新生児急変を認め、重度脳性麻痺を発症した児の臨床的背景と特徴を明らかにすることを目的としている。

### (2) 対象

2016年未までに産科医療補償制度原因分析委員会による原因分析が完了した1191事例のうち、以下の条件にあてはまる事例を解析対象とした。

- ・ 生後5分以内に新生児蘇生が行われていない
- ・ アプガースコア5分値が7点以上
- ・ 臍帯血pHが7.0以上かつBase Deficitが16mmol/L以内
- ・ 生後5分以降に新生児蘇生を要する異常徴候が出現
- ・ NICU（新生児集中治療室）や小児科病棟での急変事例は除外
- ・ 助産所での分娩事例は除外

### (3) 結果

解析対象となる「出生時に新生児蘇生を要する異常徴候がなく、生後5分以降に新生児蘇生を要する予期せぬ新生児急変を認め、重度脳性麻痺と診断された事例」は45例であり、助産所で分娩の9例を除く1182事例の3.8%を占めていた。

45例中15例は、急変時にパルスオキシメーターや無呼吸モニターなどが装着されていた。また、45例中27例は母子同室中の急変であり、そのうちの10例は早期母子接触中の新生児急変であった。

早期母子接触中の急変10例は全例生後2時間以内に認められ、うち8

例は夜間帯に発生した事例であった。最後に児に異常がないことが確認されてから急変が発見されるまでの時間は10～32分間であった。早期母子接触中の急変10例の全例において、児の急変時に医療スタッフが母子と同室にいない状態であり、パルスオキシメーターは装着されていなかった。10例のうち9例は母親による直接授乳中であった。また、10例のうち児の異変に母親が気づくことができたのは2例のみで、それ以外の8例は医療スタッフが発見するまで児の異変を認識していなかった。母親の年齢の中央値は28.5歳で9例が初産婦であり、全例が経膈分娩後であった。

#### (4) 結論

早期母子接触の母乳育児促進および母子愛着形成に対する効果は科学的に証明されており、本研究の結果は、母子にとって当然の権利である早期母子接触の実施を妨げるものではない。一方で、早期母子接触中の急変事例に共通する項目として「初産婦」、「経膈分娩」、「機械的モニターが装着されていない」、「医療スタッフが同室にいない」、「早期母子接触中の直接授乳」が挙げられた。出生時に異常兆候がないと判断された新生児であっても、生後早期には全身状態が急激に変化する可能性があることを認識し、安全に早期母子接触を実施できる体制の構築が必要である。